

今回の講演もまさにその通りで、細かいデータを出し、それを分析した上での説得力のある講演でした。講演後、活発な質疑応答も行われ、中川常任理事および日医新執行部に対する期待の高さを窺わせました

中川常任理事にはご多忙の中、私達のために講演の時間を割いていただきありがとうございました。この紙面をお借りしてお礼申し上げます。



お知らせ

医療法人制度改革による 一人医師医療法人の設立について

— 現行制度での事前受付締切は12月5日 —

◇ 医業経営・福利厚生部 ◇

表題に関し、先の国会で成立した改正医療法の中で、医療法人の制度改革として①特別医療法人にかわる社会医療法人の創設、②医療法人の残余財産帰属先の限定、以上の2点が平成19年4月1日から施行されることになりました。

改正の②については、現行では、出資者の退社や医療法人の解散に際しては、出資割合に応じて残余財産の分配ができるとされておりますが、明年4月以降に設立される医療法人については、定款上、残余財産の帰属先（国または地方公共団体、医療法人、厚生労働省令で定めるもの）を選定しなければなりません。

現行の医療法人および明年4月以前に設立される医療法人については、出資持分「有」のまま当分の間経過措置として存続可能となります。

明年4月以前の医療法人設立を検討される場合は、本年12月5日（火）が事前受付の締切日となりますので、道庁医務薬務課まで申請書類を提出していただくことになります。

その後の本申請は、明年1月9日（火）までに所管保健所に提出していただくことによって3月に医療法人設立となり、現行制度の適用となります。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

北海道医師会会員課 担当者 若松 Tel. 011-231-1434